

山陽小野田市農業委員会

第7回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年1月12日午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

12 村上 雅彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 24号 農地法第3条 権利の移動

議案第 25号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 26号 現況証明願い

報告第 8号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 9号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 27号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今から第7回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は村上委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 議事録署名委員は2番相本委員と14番國吉委員にお願いします。
- 議事に入ります。
- 議案第24号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。なお、いずれの案件も関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第3条の許可申請は3件ですが、関連しますので一括して議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南西へ約5.3kmに位置する農用地内の農地です。公図は3ページ、4ページ、6ページ、8ページ及び9ページをご覧ください。
- 申請内容は1ページの番号16、番号17及び番号18のとおりです。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 14番 現地の報告をさせていただきます。1月6日に事務局2名と田尾会長と私の4名で現地の確認をさせていただきました。いずれも沖開作と古開作地区にある農地で、周辺は全て田となっています。いずれもすでに耕作がされています、4441-1についてはイチジクが耕作中でした。譲渡人は維持管理が困難なため譲り渡したいとの事で、譲受人は3名おられますが、いずれも現在農業を営んでおり、機械等も揃っていることから特に問題はないと思います。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- (挙手あり)
- どうぞ。
- 6番 その地区には営農法人があると思いますが、そちらに集積することはできなかったのですか。
- 14番 法人の方へも依頼はしたのですが、法人としては土地を所有したくないとの事でした。

6 番 わかりました。
議長 他にありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

8 番 18番の譲受人は宇部市の方と思うのですが、市外からここまで来て耕作されているのですか。
議長 事務局お願いします。
局長 譲受人の方の住所は宇部市ですが、古開作地区で以前農業委員をされていらっしゃる方のお父さんが購入されて、そちらに農機具等を全て置いており、古開作を中心としてこの周辺以外にも山陽小野田市内の農地を耕作されています。山陽地区で主に麦作をされている認定農業者の方です。

8 番 わかりました。
議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第24号番号16、番号17及び番号18に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。なお、番号14は、議案第26号「現況証明願いについて」と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第5条の許可申請は2件です。
議案第25号番号14については、議案第26号番号6「現況証明願いについて」と関連しますので、一括して説明いたします。
11ページ及び20ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北東へ約0.7kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は、10ページの番号14及び19ページの番号6のとおりです。公図は12ページ及び21ページ、議案第25号番号14の土地利用図等13ページ乃至15ページをご覧ください。
議案第25号番号14は「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。また、議案第26号番号6は議案第25号番号14に伴う土地の境界面定測量の結果、宅地の一部であることが判明したため、非農地化するものであります。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
14番 現地の報告をさせていただきます。場所は鴨庄地区になります。周

辺の状況は道路と宅地やアパートが建っております。申請地の状況は畑となっております。雨水処理に関しては溜枡から道路側溝へ排水します。汚水に関しては公共下水へ接続します。法面処理は土羽で固めるとの事でした。申請地への進入路の位置は西側の公道からで、幅員は計測していませんが、乗用車が離合できる程度の幅はありました。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については測量杭で確認できています。以上の事から特に問題はないと思います。続きまして現況確認についての報告をいたします。申請地は古くから西側の住宅の駐車場の一部として利用されてきた土地です。周辺の状況は道路と宅地の予定地です。申請地の状況は前述のとおり宅地化されていきました。以上の事から農地性はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 25 号番号 14 及び議案第 26 号番号 6 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 15 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 25 号番号 15 について議案書をもとに説明いたします。

16 ページをご覧ください。申請地は総合事務所から北東へ約 1.0 km に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、10 ページの番号 15 のとおりです。公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に私の方から現地調査報告を行います。1 月 6 日に事務局 2 名と國吉委員と私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は第 5 条 1 4 の國吉委員が説明された場所の約 30 m 北にある市道沿いの土地です。事業所は美祢にありますが、宇部市での仕事も多く、中間地となる申請地に資材置場を設置するとの事です。申請地の状況は、市道より 50 cm ほど低くなっており、埋立に関しては周辺からの了は取ってあるとの事でした。雨水処理に関しては自然流下となっております。汚水などは発生しません。埋立法面の処理は市道と同じレベルまで埋立てて叩くとの事です。境界については境界杭で確認しています。土地改良区とからの意見書がないと、事務局から指摘がありましたが、これから了解を得るとの事でした。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わりますが、何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

6 番 資材置場には何を置くのですか。

議長 事務局お願いします。

局長 譲受人の子供が美祢市の工務店に勤務しており、真砂土や砂利、石灰石などの資材を仮置きするようになっています。

6 番 わかりました。

議長 他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 25 号番号 15 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 8 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 3 件です。23 ページをご覧ください。届出地は総合事務所から西へ約 1.7 km の、農用地内にあります。

届出の内容は、22 ページ番号 1 のとおりです。公図は 24 ページ、土地利用図は 25 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは私の方から現地調査報告をさせていただきます。周辺の状況は 23 ページと 24 ページをご覧ください。周辺の圃場は全て申請者の所有地で、旧国道 2 号線の栗田交差点を美祢方面へ約 100m 進んだ道路から自宅までの農道を拡張しようとするものです。申請地の状況は、既にアスファルトにて舗装されておりますが、これは今年の田植え時に田植機で横転してケガを負いかけたため急遽拡大したとの事でした。今後も大型の農耕機が通行するために拡大したようです。申請者からは申請が遅れたことは大変申し訳ないとの話をされました。状態としては真砂土を敷いて簡易舗装となっています。申請地への進入路は図面のとおりで、幅員は 2.5～3m です。周辺農地への影響は、申請者自身の圃場しか存在しないため、問題ないと思います。今後は事前に申請をしてくださいと指導を行いました。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

6 番 これは追認ということですか。

議長　　そうです。

6 番　　わかりました。

議長　　他にありませんか。無いようでしたら報告第 8 号番号 1 は原案どおり処理いたします。

局長　　次に番号 2 及び番号 3 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

議長　　26 ページをご覧ください。届出地は埴生支所から西へ約 1.4 k m、農用地内にあります。

議長　　届出の内容は、22 ページ番号 2 及び番号 3 のとおりです。公図は 27 ページ及び 32 ページ、土地利用図等は 28 ページ乃至 30 ページ及び 33 ページ乃至 35 ページをご覧ください。

議長　　次に私の方から現地調査報告を行います。26 ページの位置図をご覧ください。現地は旧国道 2 号線から花の海の方へ 100m 程入り、右折し、200m 程進んだ埴生干拓の一角にあります。隣の畑ではハウス栽培を行うための骨組みづくりが行われていました。旧国道 2 号線沿いは荒廃地となっています。申請地の状況は利用権を設定した畑の隅にバラスを敷き詰めてプレハブを置こうとするものです。現在ユンボで整地作業が行われています。作業場兼休憩所として使用するものです。汚水については汲み取り式の簡易便所をプレハブ外に設置するため発生しません。周辺に害を及ぼすものはないと思います。その他特に問題となることはないと思います。以上で報告を終わりますが何か質問はありませんか。

議長　　無いようでしたら報告第 8 号番号 2 及び番号 3 は原案どおり処理いたします。

局長　　次に報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

議長　　今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。報告第 9 号番号 3 について議案書をもとに説明いたします。

局長　　申出地は市役所から北東へ約 3.1 k m、農用地外にあります。

議長　　届出の内容は、36 ページ番号 3 のとおりです。公図は 38 ページ、土地利用図等は 39 ページ及び 40 ページをご覧ください。事業終了後、原状回復されます。

議長　　何か質問はありませんか。

議長　　無いようでしたら報告第 9 号番号 3 は原案どおり処理いたします。

議長　　次に報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 41 ページをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 1 及び番号 2 の
2 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いし
ます。

議長 何か質問はありませんか。
ないようでしたら報告第 18 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 27 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明
を求めます。

局長 43 ページ及び 44 ページを御覧ください。
議案第 27 号農用地利用集積計画について議案書を基に説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画
は、整理番号 1 番乃至 13 番の 13 件、23 筆、27,876 m²でございます。
ご審議の程お願いいたします。

議長 質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

6 番 美祢から作りに来られる方がおられますが、通作距離等は大丈夫で
すか。

局長 この方に関しましては、市役所の東側の農地をかなりの面積集積し
ていただいています。今後も増やす意向があるようですし、きちんと
耕作されていると聞きますので問題はないと思います。

6 番 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 27 号は原案どおり決定することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
次にその他に入ります。事務局の説明を求めます。

局長 以上をもちまして第 7 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたし
ます。
(起立、礼) お疲れ様でした。
午後 2 時 10 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

2 番委員

議事録署名委員

1 4 番委員
